

## 「食の都庄内」協力店募集・登録要領

### (趣 旨)

第1条 庄内地域の多彩な食材と豊かな食文化を活かした商品やサービスを提供し、積極的に庄内の食の魅力を発信する事業者を「食の都庄内」協力店(以下「協力店」という。)として募集し、登録する。

### (協力店の定義)

第2条 協力店は、前条の趣旨に賛同し、主体的に取組みを行うものとして申請のあった飲食店、ホテル・旅館、小売店、加工・製造業者など食に携わる事業者を対象とする。

### (協力店の役割)

第3条 協力店は、地産地消を推進するとともに、庄内産食材等の積極的な宣伝活動を展開する。

2 協力店は、庄内産食材や郷土料理の提供及び食文化の継承・振興に寄与するなど、積極的に「食の都庄内」づくりを推進するとともに、次の取組みを原則1つ以上実践する。

- ①店頭における「食の都庄内」のぼり旗の掲出
- ②店舗における「食の都庄内」ステッカーの掲示
- ③商品パッケージ等への「食の都庄内」ロゴマークの表示

### (協力店への支援等)

第4条 「食の都庄内」ブランド戦略会議(以下「戦略会議」という。)は、協力店に対して次の支援を行う。

- (1)「食の都庄内」ホームページをはじめ各種媒体を活用した、協力店(店舗情報、活動情報等)の情報発信
- (2)「食」に関する情報の提供
  - ①戦略会議が主催する「食の都庄内」交流会や食材産地見学会など
  - ②各種商談会や販売イベントなど
  - ③各種補助事業や公募事業など
  - ④その他、食に関する情報
- (3)「食の都庄内」ロゴマークの自由使用。ただし、商品自体または商品パッケージ等に使用する場合を除く。
- (4)店舗等に掲出するPR資材(のぼり、ステッカー等)の提供
- (5)その他、第1条に掲げる趣旨に沿った協力店の活動に資すること

(協力店の登録)

第5条 協力店として登録を希望する事業者は、必要事項を入力・記入の上、次の方法により「食の都庄内」ブランド戦略会議事務局(山形県庄内総合支庁地域産業経済課)へ申し込むものとする。

- (1) 「食の都庄内」ホームページ内の電子申込フォームから送信
- (2) 別紙登録申込書(様式1)をFAX、又は郵送等

2 「食の都庄内」ブランド戦略会議会長(以下「会長」という。)は、提出のあった登録申込書に記載された内容が第1条及び第3条の規定に合致すると認められた場合は、協力店として登録を行う。

(登録期間)

第6条 登録期間は、登録する年度を含む、原則3年間を期限とする。

2 協力店から特段の申出が無い限り、登録は自動的に更新するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録内容に変更が生じた場合は、協力店は速やかに連絡するとともに、別紙登録変更届出書(様式2)を事務局に提出するものとする。

(登録の取り消し)

第8条 登録の取り消しを希望する協力店は、別紙登録取消届出書(様式3)を事務局に提出するものとする。

2 戦略会議は、次のいずれかに該当すると判断した場合は登録を取消することができる。

- (1) 廃業や移転により連絡不能となった場合
- (2) 協力店の事業内容が、「食の都庄内」の趣旨に反することが明らかになった場合
- (3) その他、戦略会議が協力店として不適切と判断した場合

(その他)

第9条 その他この要領の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年11月25日から施行する。

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

この要綱は、令和4年3月22日から施行する。